**工事実施要領**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年７月７日作成

松橋・不知火地域広域協定運営委員会（以下、運営委員会という。）が実施する工事に関して、実施要領を下記の通り定めるものとする

第１号　業者の選定について

1. 各活動組織内には専門的な能力を有する構成員が居ないものと思慮されるために、施行する業者には、専門的な知見・施工実績、多くのスタッフを有することが求められるため、宇城市格付けでA,Bに相当する業者を選定すること。
2. 但し、上記①によりがたい場合には、運営委員会と協議の上別途定めることができるものとする。

第２号　見積もりの徴収について

　　見積もりは、第１号で規定する業者３社以上から徴収するものとし、別紙１により行うものとする。

第３号　業者の決定

　　施工業者の選定は、上記第２号により提出された見積もりの内、最低価格を提示した業者とする。

第４号　随意契約について

1. 施行にあたり、特許・特殊な施工技術を有する工事については、その理由を明らかにして、随意契約を行うことができるものとする。
2. 工事金額が１０万円に満たない工事は、１社による随意契約で行うことができるものとする。

第５号　契約書の締結について

1. 契約の締結にあたり、契約書を作成するものとし、別紙２によるものとする。
2. 契約額が１００万円未満のものは、契約書の作成に替えて業者から提出される請書により行うことができるものとする。

第６号　竣工検査の実施について

　　　業者から竣工届及び施工管理の書類が提出された場合には、７日間以内に竣工検査を実施し、検査調書別紙４を作成するものとする

第７号　支払いについて

1. 竣工検査後、業者から適正な請求書を受領した場合は、別紙５により請求書及び検査調書添付のうえ運営委員会に送付するものとする。
2. 運営委員会は、送付された請求書の受領後３０日以内に支払を行うものとする。

　第８号　財産台帳の作成

実施した工事が、施設の更新にあたる場合は、財産台帳に記載のうえ、運営委員会に届け出るものとする。